

京都市「たばこ」に関する取組について

1 喫煙の防止

(1) ライフステージ別に、たばこによるCOPDを含めた健康被害に関する知識及び喫煙防止の普及啓発

① 20歳未満向け防煙リーフレットの配布

中学生向けにたばこの害をわかりやすく記載したリーフレットを市立中学校を通じて配布（約 9,500 冊）。また、令和 5 年度に高校生向けに喫煙防止リーフレットを作成し、市立高校を通じて配付（約 2,000 冊）。

② 妊産婦の喫煙防止対策

保健福祉センターにおける妊産婦や子育て中の親を対象とした母子保健事業（母子健康手帳交付、乳幼児健康診査等）や家庭訪問等の機会において、受動喫煙の害などの正しい知識の普及啓発や禁煙に関する保健指導を実施。また、妊婦に配付するテキスト「赤ちゃんといっしょ」や乳幼児健診で配付する冊子において、たばこの害と禁煙の必要性について記載。

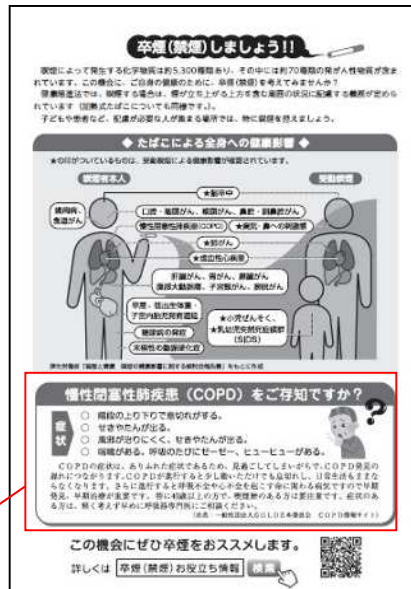
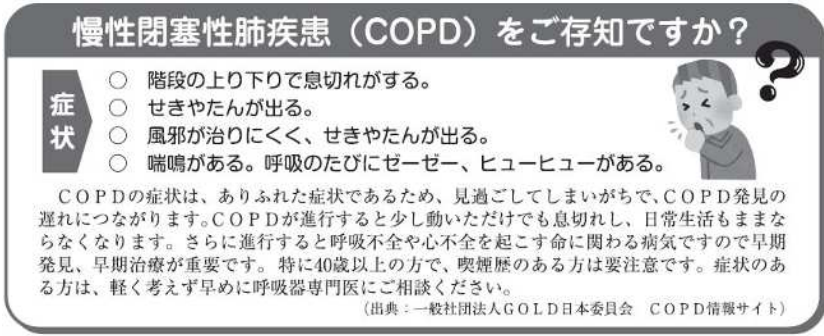
③ 禁煙リーフレットの配布

保健福祉センターにおける肺がん検診等での禁煙リーフレットの配布や、大学での献血時におけるパンフレット等の配布により、広くたばこの健康への影響について普及啓発。

④ COPDに関する取組

肺がん検診時に配付するチラシやたばこに関するリーフレット、京・けんこうひろばにおける「たばこと健康」のページにおいて、COPDについて掲載。

また、中学生喫煙防止教育（防煙教室）の講話内容にCOPDの説明を含めて実施。



↑肺がん検診時に配付するチラシ

(2) 喫煙者に対する禁煙支援プログラムの提供による禁煙支援

① 喫煙率の減少への取組

ア 保健福祉センターにおける窓口での相談、訪問活動、健康教室等における禁煙相談・支援の実施。【令和5年度相談延人数：299人】

イ 保健福祉センターにおける肺がん検診受診者等のうち喫煙者に対して短時間禁煙指導を実施。

【令和5年度短時間禁煙指導の実績 回数：65回、延人数：229人】

ウ 禁煙支援薬局、禁煙外来、インターネット禁煙マラソン（インターネットを活用した禁煙支援プログラム）をホームページに記載し、禁煙を推進。

② たばこ対策支援者研修会

たばこ対策に係る支援者（各区・支所保健福祉センター、関係各課に所属する職員等）に対し、支援者がたばこに関する正しい知識及び活用できる指導方法を習得することを目的に研修会を開催している。

【令和5年度参加者数：22名】

(3) 保健医療機関・関係団体等と連携した学校・教育機関における「喫煙防止教育」の実施

① 中学生喫煙防止教育（防煙教室）

喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及し、20歳未満の喫煙を無くすことや、「たばこは吸わない」という意識を定着させることを目的とし、京都府医師会、NPO法人京都禁煙推進研究会、京都市教育委員会と協力して実施。

< 喫煙防止教育の実施校数及び参加人数 >

	令和3年度 (中学校※ ¹ + 高校)	令和4年度 (中学校※ ¹ + 高校)	令和5年度 (中学校のみ) ※ ²
実施校数	26校 (26校 + 0校)	31校 (31校 + 0校)	25校
参加人員	3,124人	3,630人	2,837人

※1 中学校は小中学校を含む学校数

※2 令和5年度から高校での防煙教室は廃止

2 望まない受動喫煙の防止

(1) 改正健康増進法について

ア 概要

「健康増進法の一部を改正する法律（以下「法」という。）」が、平成30年7月25日に公布され、令和2年4月1日から施行された。法においては、これまでの「努力義務」から、規定する命令に違反した者等については、所要の罰則規定（過料）が設けられている。

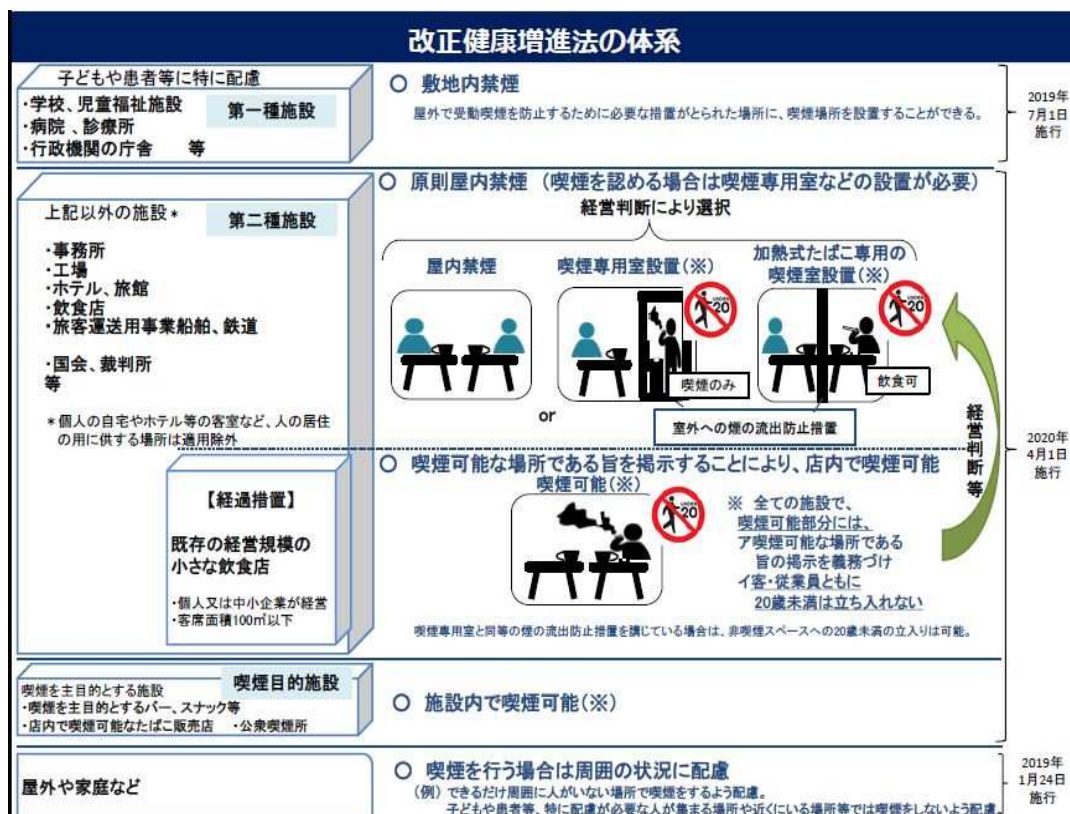
※ 法律施行後5年（令和7年4月）を目途として、規程の施行の状況について検討を加え、必要に応じて措置を講ずることとなっており、今後の国の動向に注視していく。

イ 法の内容

(ア) 基本的な考え方

- ・ 「望まない受動喫煙」をなくす
- ・ 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- ・ 施設の類型・場所ごとに対策を実施

(イ) 法の体系



(2) 法を受けての本市の取組

本市においては「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン（平成31年度～令和4年度）」、令和6年度からは「健康長寿・口腔保健・食育推進プラン（令和6年度～令和17年度）」及び法に基づき、「受動喫煙防止対策のより一層の推進に向けて、法に定める対策が遵守されるよう徹底して取組を進める。」「受動喫煙に

よる健康影響が大きい妊産婦、子ども、病気の方等、特に配慮が必要な方の受動喫煙を無くす取組を進める。」という基本的な考え方のもと、これまでから、実効性のある様々な取組を進めてきた。

平成30年度から令和6年度の主な取組は【別紙1】のとおり。

* 参考

【路上喫煙対策について（文化市民局）】

○ 「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」

路上喫煙等による身体及び財産への被害防止並びに健康への影響の抑制を図るため、平成19年6月に施行された。

平成19年5月29日	条例の制定
平成19年6月1日	条例の施行
平成19年11月1日	路上喫煙等禁止区域（以下「禁止区域」という。）の指定（河原町通，四条通等10の通り）
平成20年6月1日	禁止区域での違反者に対し，1,000円の過料処分を開始
平成22年7月1日	禁止区域の拡大（市内中心部 約16.5km）
平成24年2月1日	禁止区域の拡大（京都駅地域，清水・祇園地域 約27.4km）
令和4年12月23日	過料を徴収する区域の名称を「路上喫煙等禁止区域」から「路上等対策強化区域」に改正する条例が可決
令和5年3月1日	改正条例施行

○ 京都市路上喫煙等に係る過料処分件数

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
過料処分件数	2,754	5,638	6,794	4,380	2,968	2,225	1,632	1,095	886	825	424	363	358	277

○ 京都市路上喫煙率について（％）

場所/調査時期	平成19年 7月～9月	平成23年 12月	平成31年 2月	令和2年 4月	令和3年 4月	令和3年 10月	令和4年 4月	令和5年 4月	令和6年 4月
市内中心部	0.68	0.08	0.01	0.05	0.02	0.02	0.01	0.003	0.011
京都駅地域	—	0.33	0.01	0.13	0.01	0.00	0.00	0.00	0.006
清水・祇園地域	—	0.11	0.02	0.16	0.07	0.01	0.01	0.004	0.012

※路上喫煙率：1時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合

平成31年2月調査から調査点を30地点から60地点に変更し、平日と休日の各1日、昼間と夕方に定点調査を実施している。

また、近年、路上喫煙者数が下火傾向（下げ止まり）にあるため、令和4年度から年1回の調査に変更

本市の取組について＜平成30年度～令和6年度主な取組＞

法制度周知に係る取組	内容等
法制度の詳細の周知 (令和30年～令和元年)	- 平成30年6月から、改正法の成立に先駆けて、学校、病院や児童福祉施設等の「第一種施設」、旅客運送事業自動車等（バス・タクシー・鉄道）、「第二種施設」のうちの飲食店について、法制度の概要を周知するとともに、①受動喫煙防止対策の状況、②法改正を踏まえた今後の予定等の「実態調査」を実施した。 - 令和元年6月から7月にかけて、約6,500の第一種施設、約15,000の飲食店、約2,150の旅客運送事業自動車の管理権原者等へのリーフレット等の送付により、法制度の周知徹底を進めた。
施設向け説明会の実施 (令和30年～令和元年)	施設の管理権限者等を対象とした説明会を実施し、受動喫煙防止の取組や早期に法に基づき適切に措置を講じることを勧奨する取組を進めた。
飲食店に対する取組 (令和元年～)	- 令和元年6月から7月にかけて、飲食店に対し、「喫煙可能とする場合に義務付けられる標識」、「店内が禁煙である旨を掲示する標識」を本市から送付し、受動喫煙防止対策の早期実施の勧奨を進めた。また、新規に開業する飲食店に対しても、随時、標識等の個別配付を行い、法制度の周知徹底を進めた。 - 令和2年4月以降に新規開業する飲食店については、経過措置制度が適用されず、「原則屋内禁煙」としなければならないことから、啓発チラシを作成している。
京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口の運用 (令和元年7月～)	市民や事業者からの相談や問合せに対応するとともに、既存特定飲食提供施設の経過措置制度に関する届出の受付をはじめ、違反事案等の通報があった場合には、施設の管理権原者等に対して、適切に受動喫煙防止対策を講じるよう、助言や指導等を行っている。 ※ 運用状況については【別紙2】参照
専用窓口に係る取組	内容等
飲食店、アミューズメント施設、コンビニエンスストアにおける監視・指導の実施 (令和2年2月～)	令和2年2月から、改正法の施行に向け、施設への監視・指導体制を整備した。市内の飲食店やアミューズメント施設（ゲームセンター、カラオケボックス、パチンコ店など）、コンビニエンスストアにおいて、施設の受動喫煙防止対策の措置状況の調査を行うとともに、必要に応じて法制度の周知や法に基づく措置を講じるよう助言・指導する取組を行った。 ※ 実施状況については【別紙3】参照 ※ 飲食店については、毎年の新規店舗も追加で監視・指導の対象としている。
啓発に係る取組	内容等
児童館、教育機関、病院等における受動喫煙の防止に向けた啓発 (令和元年6月)	令和元年6月には、受動喫煙の防止・喫煙マナーを呼びかける「のぼり」を本市で作成し、市内の幼稚園・保育園、児童館、小学校、病院等（920所・校）に対して配布し、受動喫煙防止啓発を実施した。
市政広報板を活用した受動喫煙の防止の啓発 (令和2年5月～)	路上喫煙対策と連携し、市内約10,690箇所にある市政広報板へ、市内全域での路上喫煙の禁止と喫煙時における周囲への配慮やマナー等を啓発するポスターを掲示し、受動喫煙の防止等を訴求した。
受動喫煙防止のPR動画作成及びYouTubeでの配信 (令和3年～)	- 家庭内における受動喫煙防止を啓発するためのPR動画を作成し、YouTubeで配信した。 - 令和3年9月、令和4年度は世界禁煙デーの開催に合わせて、広告としての配信を実施するとともに、広告の概要欄に本市のたばこ対策に係るホームページのURLを掲載し、受動喫煙の防止を図るとともに、禁煙のきっかけづくりとなるよう工夫した。

【別紙 2】

京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口の運用状況（令和 6 年 1 0 月末時点）

<月別件数>

(速報値)

年度	月	相談・問合せ	通報	届出
令和元年 (7月～)	計	1,758	11	1,342
	月平均	195.3	1.2	149.1
令和2年度	計	1,302	197	1,074
	月平均	108.5	16.4	89.5
令和3年度	計	377	142	88
	月平均	31.4	11.8	7.3
令和4年度	計	274	141	7
	月平均	22.8	11.8	0.6
令和5年度	計	331	181	5
	月平均	27.6	15.1	0.8
令和6年度 (～10月)	計	177	119	2
	月平均	25.3	17.0	0.3
通算合計		4,219	791	2,518
通算月平均		68.5	12.2	41.3

※届出は変更及び廃止の件数は含まない

令和5年度 相談・問合せ内容の内訳（令和6年3月末時点）

順位	分類	主な内容	件数	%
1	法制度	・屋外と屋内の規定について ・加熱式たばこの事業所の屋内での喫煙可否 ・エレベーター内及び屋外の敷地内の喫煙について	43	13
2	路上喫煙関連	・路上喫煙の掲示物がほしい ・路上喫煙の相談をしたい	35	11
3	経過措置制度	・既存特定飲食提供施設の要件 ・新規開業店舗の喫煙可否、立入禁止の年齢	23	7
4	受動喫煙に関する相談	・マンション等の隣人の喫煙について	20	6
5	喫煙専用室の設置基準・喫煙専用室の設置について	・喫煙専用室の設置にあたり届出の要否 ・新規店舗の喫煙室設置について	16	5
6	意見・要望	・公衆喫煙所に対するご意見 ・法令違反に対する京都市の対策改善	14	4
7	標識がほしい	・喫煙目的店の標識がほしい ・受動喫煙のポスターの送付してほしい	12	4
8	その他	・通報結果について知りたい。 ・受動喫煙ののぼりの設置の手続きについて	10	3
相談窓口受の通報案件			158	48
合計			331	

令和5年度 通報内容の内訳（令和6年3月末時点）

順位	分類①	分類②	主な内容	件数	%
1	配慮義務	配慮義務違反	・店舗の前での喫煙により受動喫煙になっている。 ・喫煙室から臭いが流出し受動喫煙になる。 ・コンビニの入口に灰皿があり、近くを通る度受動喫煙になる。	70	40
2	法令違反	喫煙器具・備等	・屋内に該当する場所に灰皿が設置されている。 ・禁煙の店内に灰皿が設置されている。	46	26
3	法令違反	喫煙禁止場所における喫煙	・屋内に該当する場所で喫煙している。 ・令和2年4月1日以降にオープンしたお店にも関わらず、店内で喫煙されている。	38	22
4	法令違反	標識の掲示	・喫煙可能な店のようなが出入口に標識の掲示がない。 ・加熱式タバコの喫煙許可の標識はあるが20歳未満立入禁止の掲示はない。	10	6
5	配慮義務	20歳未満の者の立入	・喫煙可能店に20歳未満の方が立ち入りしている。	3	2
6	法令違反	喫煙器具・設備等	・店舗の喫煙所が道路に近く、付近を通る度困っている。	2	1
7	その他	その他	・店舗の前で喫煙している。（調査結果は電子たばこによる喫煙であった。） ・店舗名不明だが先日消防が来るほどたばこの煙が流出していた	6	3
合計				175	

※件数は未決分を除く。

受動喫煙防止対策に係る監査・指導の実施結果

(1) 調査対象施設

(平成30年調査に回答した店舗及び経過措置制度に関する届け出を提出した店舗、令和2年度～令和4年度に新規開業飲食店の調査結果)

- ① 飲食店(平成30年調査に回答した店舗及び経過措置制度に関する届け出を提出した店舗、令和2年度～令和4年度に新規開業した店舗)
- ② アミューズメント施設(平成30年調査に回答した店舗及び経過措置制度に関する届け出を提出した店舗)
- ③ コンビニエンスストア(平成30年調査に回答した店舗及び経過措置制度に関する届け出を提出した店舗)

(2) 調査結果

	①飲食店		②アミューズメント施設		③コンビニエンスストア	
調査対象	22,938 件		191 件		683 件	
調査済み	20,310 件		189 件		683 件	
禁煙	11,470 件	56.1%	49 件	25.9%	355 件	52.0%
喫煙可能室(全部)※1	3,285 件	17.1%	—	—	—	—
喫煙可能室(一部)※1	107 件	0.6%	—	—	—	—
喫煙専用室※2	237 件	1.1%	81 件	42.9%	4 件	0.6%
指定たばこ専用喫煙室※3	22 件	0.1%	0 件	0%	—	—
喫煙専用室及び 指定たばこ専用喫煙室	38 件	0.1%	15 件	7.9%	—	—
閉店／休業／不通※4	5,151 件	24.9%	14 件	7.4%	0 件	0%
その他※5	0 件	0%	30 件	15.9%	324 件	47.4%

※1 飲食店の場合、経過措置制度に関する届け出をすれば、既存特定飲食提供施設として喫煙可能な場所である旨を掲示することにより店内喫煙が可能となる(既存事業者、資本金、面積等の条件あり)

※2 喫煙専用室：一般的な事業者が施設屋内の一部に設置可能な喫煙室

※3 指定たばこ専用喫煙室：指定たばこ(加熱式たばこ)のみ喫煙可能な喫煙室

※4 不通：電話番号不明や普通、1回以上訪問勝2回以上架電するも連絡が取れない店舗等を含む

※5 その他：店内は禁煙だが、屋外に灰皿が設置されていた店舗含む